

総務副大臣

二之湯 智 様

国の施策等に関する  
提案・要望書

(平成27年1月)

鳥 取 県

## 地方税財政の充実・強化について

- 消費税引き上げの延期により生じる財源不足に責任を持って対応するとともに、地方創生にも資する喫緊の諸課題への適切な対策について、時期を逃さず確実に講じること。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略において地方創生の取組に必要な経費を地方財政計画の歳出に計上することが明記されたが、交付税総額が削減されることのないよう、歳出特別枠や地域の元気創造事業費との一本化等による交付税総額の圧縮は行わず、歳出特別枠、別枠加算を堅持し、交付税総額の確保を最優先とすること。
- 地方においては、今後さらに人口減少対策や地域経済活性化のための地方施策を拡充・強化する必要があることから、地方創生に必要な財源を中長期的に確保すること。
- 8%引き上げ分の地方消費税について、基準財政収入額への100%算入を引き続き実施するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。
- 法人住民税の一部を原資化して平成27年度から措置される交付税の配分にあたっては、制度創設の趣旨に則り、財政力の弱い自治体に、より一層配慮した仕組みとすること。

# 番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

## 《提案・要望の内容》

○番号制度の導入に伴い発生する関連システムの構築・改修及び維持管理等を含めた必要な経費については、同制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則、国が負担するものとし、地方公共団体に新たな経費負担が生じないようにすること。

## 【具体的な措置】

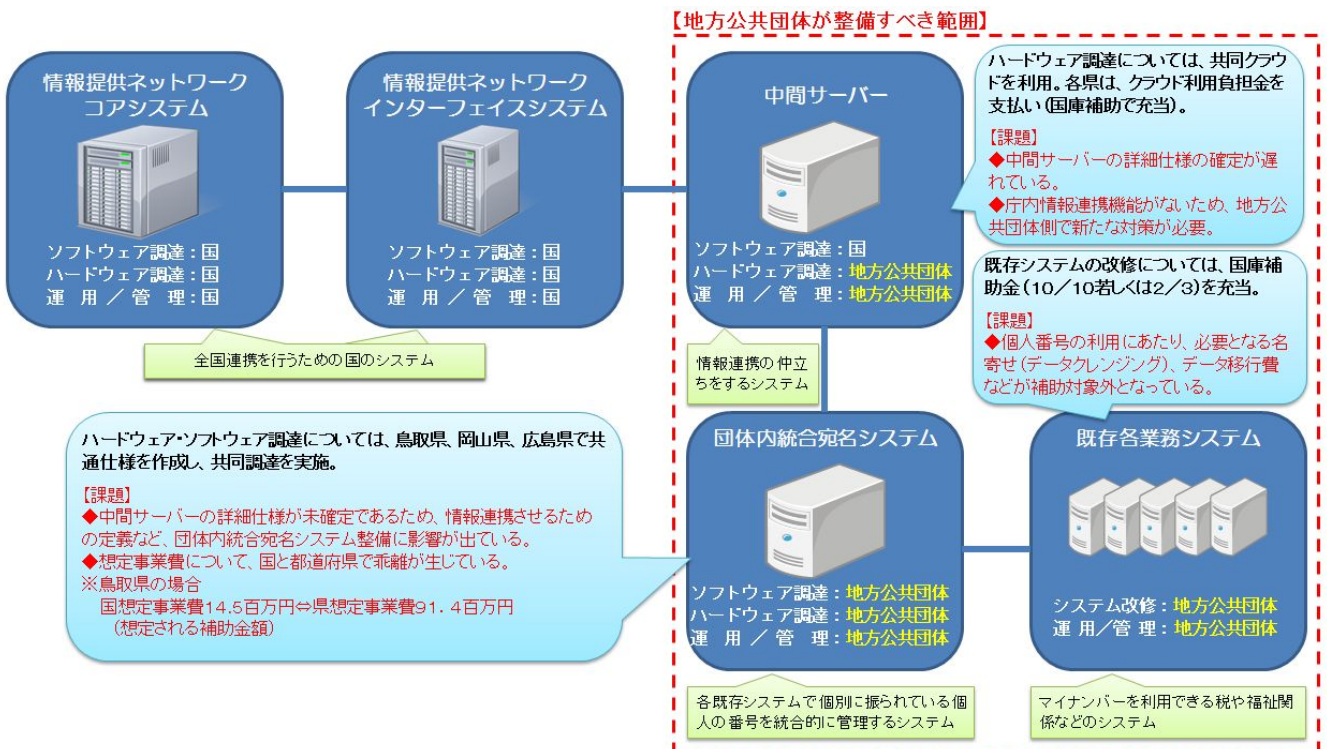
1. 国が設定した補助金の上限額と、地方公共団体の見積額に乖離が生じているものについては、必要な財源措置を講ずること。
2. 国庫補助金の適用事業を拡大すること。
3. 補助金の交付期間について、システムの整備期間に配慮して、柔軟な取扱いとすること。

※番号制度の導入に伴い、地方公共団体では情報提供ネットワークとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築（改修）が必要となることから体制整備には長期間を要する。

○地方公共団体が番号制度導入に必要な団体内統合宛名システムの新規整備や各種システムの改修に円滑に取り組めるよう、国が整備を進める情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーに係る仕様の早期確定と情報提供を行うこと。

※国が整備する情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーの詳細設計が判明しないと、地方公共団体では体制整備に取り組むことが出来ず、結果として、国が示す期限内に体制整備を完了させることが困難となることが危惧される。

<参考>番号制度導入に係るシステム構成



## 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充について

### 《提案・要望の内容》

○地方において人口減少や高齢化が急速に進む中、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、情報格差が生じることがないようにすることが地方創生のため必要不可欠であり、地方公共団体における光ファイバ等の地域情報通信基盤（ケーブルテレビの伝送路を含む）整備に対する支援措置を拡充すること。

現在の国庫補助事業は、過疎・離島等の条件不利地域に限定した医療・健康福祉・教育等の公共アプリケーションと合わせての整備が条件となったり、防災のためのループ化等が条件となっており、超高速ブロードバンド基盤の整備をするだけでは補助対象とならない。

○地方公共団体が整備した地域情報通信基盤を維持するため、伝送路及びネットワーク機器の更新が必要となってきたが、特に事業採算性の乏しい地域においては、更新のための費用負担が多大なものとなるため、負担軽減のための新たな支援措置を講じること。

### <参考>

#### 鳥取中央有線放送株式会社（エリア：湯梨浜町、北栄町、琴浦町）の運営状況

伝送路等の更新にはトータル50億円程度の費用負担がある一方、運営会社の利益は年2～3千万円程度であり、町の施設貸付料収入も年数百万円程度であるため、運営に伴う利益で更新費用を賄うのは非現実的な状況。（営業努力によりCATV加入率は8割超）

#### 決算状況

	平成25年度	平成24年度
A 売上利益（売上－原価）	3億1,400万	3億1,700万
B 販売費及び管理費	2億8,800万	2億8,200万
C 営業利益（A－B）	2,600万	3,500万
D 当期純利益（営業外収益、特別損失、税引後）	2,000万	2,600万
E 繰越利益剰余金	2億9,600万	2億7,600万

#### 伝送路・機器等更新費用

エリア	時期、費用等
湯梨浜町	H26年度 機器更新 0.45億円 今後も機器更新が順次見込まれる H30～31年度 光ファイバ、設備・機器更新 14.7億円
北栄町	H22～25年度 光ファイバ網整備 14.2億円 (財源：平成21年度地域情報通信基盤整備交付金等を利用) 今後、機器や伝送路の更新が必要となり、全面更新時は同様の費用が見込まれる。
琴浦町	H25～30年度 光ファイバ網整備 16.5億円 (財源：合併特例債等を予定) 整備後も、機器や伝送路の更新が必要となり、全面更新時は同様の費用が見込まれる。

(補足) 光ファイバの耐用年数は10年だが、通常10数年～20年程度利用  
機器の耐用年数及びメーカー保守期間は共に5年程度

# 小規模基本法及び改正小規模支援法に係る商工会、商工会議所向け予算の地方交付税措置について

## 《提案・要望の内容》

- 小規模基本法及び改正小規模支援法に対する附帯決議のとおり、商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられる支援人材の体制が確保できるよう、都道府県による商工会、商工会議所向け予算について、地方交付税の増額措置を行うこと。

小規模基本法及び改正小規模支援法の制定により、商工会、商工会議所については、これまでの経営改善普及事業に加えて、中小・小規模企業の需要開拓や新事業展開等のビジネスモデル再構築等、経営の発達につながる支援計画を策定し、伴走型支援を行うこととされたため、経営指導員等の増員や資質向上などの体制強化が不可欠。

## <参考>

### 鳥取県の取組み状況

#### ① 県内商工団体の体制強化（H27年度～）

まち・ひと・しごと創生法が成立するなど、地方の人口が減少していく中で、今後、小規模事業者の新事業展開、事業承継、起業創業などに力を入れて取り組む必要があることから、来年度予算において、県内商工団体の小規模事業者支援の体制強化を検討している。

- 商工団体の巡回・経営相談体制の強化
- 複雑かつ多様化する経営課題に対応できる人材育成
- 外部専門家や支援機関等との連携強化
- 商工団体の国内外のネットワーク等を活用した需要獲得の推進
- 一貫した創業支援

#### ② 鳥取県独自の小規模事業者対策の充実・強化

鳥取県では、小規模事業者支援の充実・強化を図るため、商工団体向け関連予算も含め、鳥取県独自の支援を、国の小規模事業者対策に先んじて実施している。

#### 【平成26年度の状況】

鳥取県の小規模事業者支援関連予算額	
商工団体向け交付金	7億8,000万円
商工団体を通じた補助金 (鳥取県版経営革新制度等)	7億7,900万円
合計	15億5,900万円

>

地方交付税措置額 (県試算)
10億1,800万円